

平成 22 年 1 月 19 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市コミュニティ審議会
会長 相川 征治

行政連絡員制度のあり方について（建議）

平成 20 年 4 月 14 日付けで協議依頼のありました行政連絡員制度について、建議します。

1 はじめに

流山市の行政連絡員制度は、市行政の円滑な推進と市民福祉の増進を図ることを目的として、昭和42年4月1日制定の流山市行政連絡員設置規則に基づき設けられ、その後社会情勢の変化に対応して、行政連絡員への委嘱事務の改正が行われてきた。現行の行政連絡員制度は、平成15年9月4日の流山市コミュニティ審議会からの建議「行政連絡員制度の見直しについて」を受けての改正によるものである。

この建議では、行政連絡員制度を廃止し、(仮称)市政協力員制度の創設、行政連絡員への主要な委嘱事務であった文書配布事務を自治会に委託することなどを提案した。しかし、行政としては最終的には行政連絡員制度を存続させた。そして、建議で提案された文書配布事務の自治会委託が新たに始まり、これに伴い、流山市自治会等交付金交付規則が平成17年4月1日から施行され、現在に至っている。(資料1)

現状177人の非常勤特別職公務員である行政連絡員がいるが、いろいろな問題を抱えている。(資料2)

以下、新しいコミュニティ形成の観点などから、提言する。

2 行政連絡員制度のあり方など

(1) 行政連絡員制度の廃止

行政連絡員制度の今後のあり方については、①役割を強化して存続する、②現状のまま存続する(将来条件が整えば廃止)、③速やかに廃止する、の3つの考え方があるが、以下の理由により速やかに廃止すべきである。

まず、流山市においても、従来、行政連絡員を行政組織の一部とみなして委嘱していた事務事業を、平成17年4月の改正により市政情報の周知伝達、地域住民の連絡調整などに改められ現在の主な設置目的にしたが、上意下達システムの位置付けは変わらなかった。しかし現状の活動状況から、行政連絡員だからこそできるという事例は認められず、大部分は兼務している自治会長が十分その役割を担っていると見られる。平成21年度以降、せつかくの制度ということで、「市長が特に必要と認

めた事項」の具体化が図られた。しかしこれらについても行政連絡員制度を存続すべしとなる事例がほとんど得られていない。従って行政連絡員制度は有効に機能しているとは言えない。

次に、市が個人に対して委嘱した「行政連絡員」が、自治会などと行政との相互連絡の窓口としての役割を果たしてきたか否かであるが、これらは何も行政連絡員を経由する必要がなく、直接自治会（代表としての自治会長が行政連絡員を兼ねているケースが多い）と行政が連携する方が効率的で連絡の精度も向上する。行政と地域との協働、連携は、個人である行政連絡員と行政の関係から、自治会、地域まちづくり協議会などと行政との「団体と団体の関係」に移行すべきであり、そうした方が団体のパワーを直接活用できることになりより良い強力なパートナーシップの関係が構築できよう。行政から市民に対する情報提供及び市民からの広聴のシステムは、いろいろなチャンネルができてきており、行政連絡員経由の上意下達方式は、費用対効果からみても、その狭さからみても時代遅れのものと思われる。市民参加条例の検討作業が始ったが、これからは参加、参画から協働の時代であり、市民協働型社会においては行政と地域の主体の関係が変化し、行政連絡員制度の役割は終えたと言わざるを得ない。

最後に、新しい地域コミュニティ構想（平成19年10月のコミュニティ審議会答申）実現の観点からは、この答申では地域の問題解決能力などを高めるため、自治会などとNPOなどを両輪にして、個人も参加でき、行政と協働する地域まちづくり協議会の設立を提案している。この組織は自律的に地域問題の解決にあたり、地域代表性を所有し、行政と一元的に対応していく姿を想定している。そのような新しい地域コミュニティにおいては、上意下達方式ではなくより民主的なやり方が求められる。

なお、他市でも行政連絡員制度を廃止しているところが多い。
（資料3）

（2）行政と地域コミュニティ団体との連携強化

行政連絡員制度の廃止に伴い、行政連絡員が担っていた役割、

すなわち行政と地域のパイプ役などは、誰が引継ぐかが問題となる。

上でも述べたように、現在地域コミュニティ団体の中心である自治会及びその長が、今までも担ってきている。従って、従来は行政連絡員にのみ案内されたタウンミーティングのお知らせなどは直接自治会長に配付するなど、より緊密な関係をつくり連携を強化すべきである。なお、委託事務については、行政と自治会との団体と団体との対等な関係にする業務委託契約方式に変更することが望ましい。そのことが一層の連携強化につながると考えられる。

平成19年10月の当審議会答申にある小学校区ごとの地域まちづくり協議会設立を行政としても強力に推進することが求められ、この地域まちづくり協議会は行政と地域とのパイプ役として大いに期待できる。

(3) 自治会等交付金制度について

関連事項として、平成17年4月改正に伴い、回覧文書などの配布事務が自治会へ移行となったが、それに関係する自治会等交付金制度について触れたい。自治会等交付金制度が適切に運用されているか疑問がある。行政としては、交付金制度規則に従って適切に処理しているとの考えであり、自治会の問題としている。この交付金制度不適切運用の原因として、自治会にも、会計処理など適正化すべき点はあると思われるが、公金を扱っている以上、行政も交付金の会計報告の提出に関し周知徹底すべきである。

3 おわりに

行政連絡員制度は40年以上にわたって継続してきたが、初期において果してきた役割は決して小さいものではなく、一定の評価はなされるべきである。しかし社会情勢の変化などから、行政連絡員への委嘱事務の主要部分は自治会委託へと変化し、現時点では、新たな地域コミュニティ形成の観点からみても、地域とのパイプ役としての存在意義が大幅に減少し、歴史的使命を終えたものと思われる。 以上